

7 災害時における医療

【現状と課題】

(1) 災害医療をとりまく状況等

- 県内で存在が確認されている活断層は6つあり、近年では2005(平成17)年3月20日に福岡県西方沖(警固断層)を震源とするマグニチュード7.0、震度6弱を観測する地震が発生しています。

本県の沿岸では、近年大きな津波は観測されていませんが、玄界灘・響灘、周防灘、有明海とも、地震の震源によっては津波の発生が想定されています。

また、平成29年7月九州北部豪雨や令和2年7月豪雨などにより大きな被害が発生しています。本県では、台風による風水害、梅雨前線等による大雨に伴う災害等も想定され、様々な災害に円滑に対応できる医療体制の構築が求められています。

加えて、発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下型地震など他の都道府県での大規模な災害における患者の受け入れにも備える必要があります。

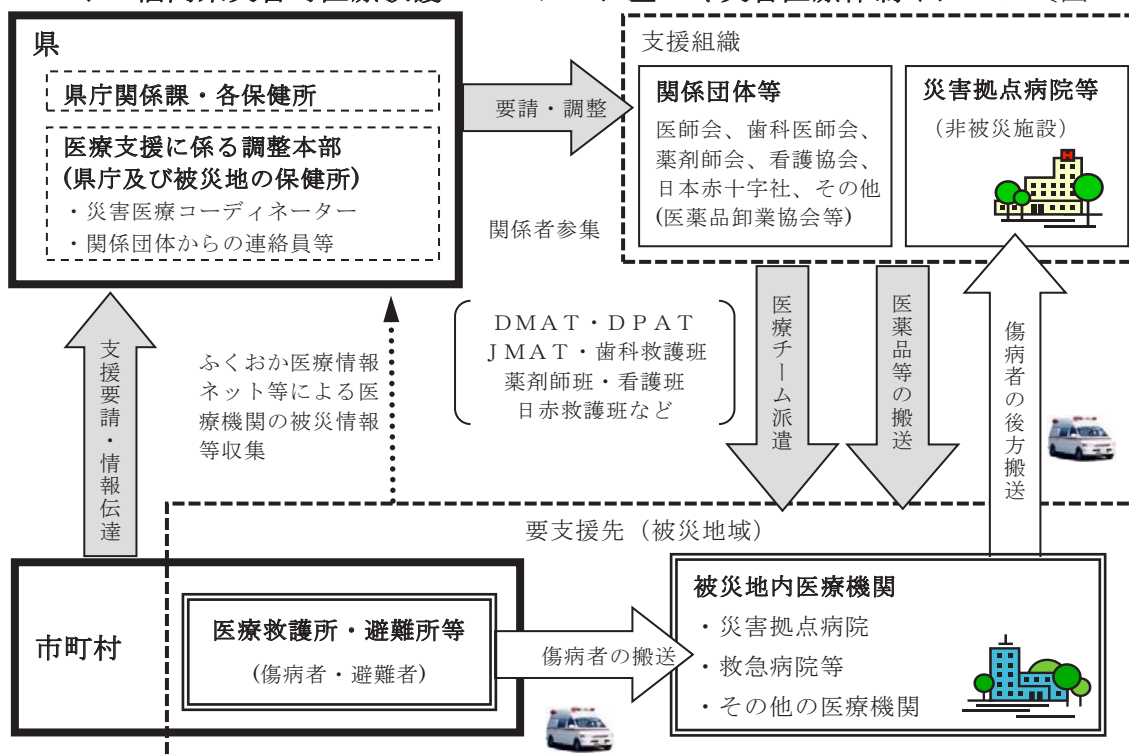
さらに、新興感染症等の感染拡大時での災害発生においても、必要な医療が提供できるよう、傷病者の受入体制や医療救護活動の実施体制を整備する必要があります。

- 本県では、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため「福岡県地域防災計画」の医療救護に関する医療救護関係者の標準的な活動マニュアルとして「福岡県災害時医療救護マニュアル」を策定しています。

また、各関係団体においても、災害時のマニュアルの整備など、災害時の医療支援を円滑に実施するための取組が行われています。

県では、災害時の医療支援を関係機関が連携して行う体制づくりを進めています。

◆ 福岡県災害時医療救護マニュアルに基づく災害医療体制イメージ [図3-8]



(2) 災害医療の提供体制

① 災害医療のコーディネート体制

- 本県では「福岡県災害時医療救護マニュアル」に基づき、災害医療や地域の医療提供体制に精通した医師を「災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む）」、薬剤師を「災害薬事コーディネーター」として県庁及び被災地域の保健所等に必要に応じて配置し、関係機関との連携・協力のもと、医療チームの派遣や活動等についての調整を行うこととしています。

なお、災害時に配慮を要する疾患等を有する方については、それぞれの専門分野の医師の協力も得ながら対応することとしていますが、特に小児医療、周産期医療の分野については、国による災害時小児周産期リエゾン研修を受講した医師を中心とした調整体制の構築を進めています。

また、災害時の医療救護活動に必要な医薬品等については、関係団体と協定を締結し供給体制を確保しています。

② 災害時の情報システム

- 県内の全ての医療機関の被災状況等を迅速に収集・提供できるよう、本県独自の災害時の医療情報収集・共有システム（「ふくおか医療情報ネット（災害情報業務）」）を整備しています。

「ふくおか医療情報ネット（災害情報業務）」は、国の「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」とデータ連携しています。EMISには県内の全ての病院を登録し、災害時には県外の医療支援関係者も本県内の主要医療施設の情報を収集できるようにしています。

- （公社）福岡県医師会が運営する福岡県医師会診療情報ネットワーク（とびうめネット）では、災害時における患者情報の共有や、診療情報のバックアップに係る機能を提供しています。

また、（公社）福岡県薬剤師会が運用しているVPCS neo（Virtual Pharmacy Computer System）では、災害時において、登録全薬局の備蓄薬が必要に応じて医療従事者に公開される機能を提供しています。

③ 災害時における医療拠点

- 災害時における医療提供の中心的な役割を担う災害拠点病院を、2023（令和5）年9月時点で県内に33病院指定しています。

このうち、患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門）がすべて耐震化されている病院は32病院（97.0%）、業務継続計画（BCP）を策定している病院は33病院（100%）となっています。

また、通常時の6割程度以上の発電容量のある自家発電機を保有する災害拠点病院は29病院（87.9%）、電子カルテシステムが使用不能になった場合を想定して、データのバックアップを講じている災害拠点病院は33病院（100%）となっています。

- 災害時における精神医療を提供するうえで中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を、2023（令和5）年9月時点で県内に2病院指定しています。

④ 災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT、災害支援ナース）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）は、主に災害急性期（概ね発災後48時間）において、被災地内におけるトリアージや救命処置、患者の搬送に伴う処置、病院の診療支援などに対応するために派遣される、国又は県の専門的研修を受けた医師や看護師等で構成された医療チームです。

県は、県内の災害拠点病院との間でDMATの派遣に関する協定を締結するとともに、DMAT隊員の養成等を行っています。

県内のDMATは、2023（令和5）年4月現在、隊員数479名、68チームとなっており、各災害拠点病院に1～3チームの体制となっています。

このうち、国の研修を受講し、県外災害への派遣が可能な日本DMATの資格を有する隊員は301名、県の研修により本県が独自に養成したDMAT（県DMAT）は178名となっています。

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、被災地における精神科医療の提供や災害時における精神保健活動への専門的支援などを行うため派遣される、精神科医師や看護師等で構成された精神医療チームです。

県は、県内の精神科病院等との間でDPATの派遣に関する協定を締結するとともに、DPAT隊員の養成等を行っています。

県内のDPATは、2023（令和5）年3月現在、隊員数182名、58チームの体制となっています。

このうち、国の研修を受講し、発災から概ね48時間以内に被災地で活動が可能なDPAT先遣隊の資格を有する隊員は45名、県の研修により本県が独自により養成した隊員は137名となっています。

- 災害支援ナースは、災害時や新興感染症等の発生・まん延の際に、被災地域等に派遣されて、被災した医療機関における看護業務や傷病者の体調不良に対する受診支援等を行う看護職員です。

県は、国の研修により養成された災害支援ナースのリストを整備し、派遣に係る協定を締結した医療機関から必要に応じて派遣を行います。

⑤ 関係団体が編成する医療チーム

- 被災地の医療提供体制が復旧するまでの間の医療提供や健康管理支援を実施するため、県は、日本赤十字社福岡県支部と災害救助法に基づく医療等の実施（救護班の派遣など）に関する業務委託契約を締結しています。

また、（公社）福岡県医師会とJMAT福岡の派遣に関する協定を締結しています。JMAT（日本医師会災害医療チーム）は、被災地のニーズに応じて、医

師、看護師のほか多様な職種を構成員として派遣し、中長期的な医療支援にも対応しています。

このほか、被災地への各種医療従事者の派遣に関し、次の関係団体等と連携して災害時の医療支援を実施することとしています。

- ・(公社) 福岡県歯科医師会：歯科医療救護班（歯科医師、歯科衛生士等）の派遣
- ・(公社) 福岡県薬剤師会：薬剤師班（薬剤師）の派遣
- ・(公社) 福岡県看護協会：看護班（災害支援ナース）の養成

(3) 原子力災害への対応

- 現在、県内の6医療機関を「二次被ばく医療機関」に指定しています。

また、「福岡県地域防災計画【原子力災害対策編】」に基づいて、糸島市UPZ¹³内の避難者の避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布、簡易除染、被ばく傷病者の除染や治療を行う二次被ばく医療機関への搬送等について、各関係機関と連携した原子力防災訓練を実施しています。

【医療機能と医療連携】

(1) 災害拠点病院

- 災害拠点病院は次のような機能を担い、災害医療を提供するうえで地域の中心的な役割を担います。
 - ・被災しても一定の診療機能を維持し、災害時に発生する重篤救急患者や多数の患者の受け入れに対応する機能
 - ・患者等の受け入れ及び搬出を行う広域医療搬送に対応する機能
 - ・DMATなど自己完結型の医療チームを派遣する機能
 - ・災害医療に精通した医療人材を育成する機能（基幹災害拠点病院）

(2) 災害拠点精神科病院

- 災害拠点精神科病院は次のような機能を担い、災害時における精神科医療を提供するうえで中心的な役割を担います。
 - ・被災地内の精神科医療の必要な患者の受け入れ及び搬出機能
 - ・DPAT先遣隊を派遣する機能
 - ・被災状況を想定した研修及び訓練を実施する機能
 - ・災害時に地域の精神科医療機関への支援を行う機能

¹³ UPZ：住民の屋内退避や段階的な避難など、原子力災害に関する緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone）の略語で、原子力発電所から概ね5～30km圏内とされている。

(3) その他の医療機関等

- 災害拠点病院以外の医療機関（救急告示医療機関など）は、災害時において、これらの拠点病院を補完し、患者の受入や医療従事者の派遣に努めます。

また、久留米大学病院は、本県のドクターヘリ基地病院として、災害時のドクターヘリ（他県からの来援機を含む）の運用にあたり中心的な役割を担います。

(4) 医療チーム

- DMAT、DPATを始めとする災害時に活動を行う医療チームは、それぞれの機能に応じ互いに連携して、医療救護所等において医療の途を失った被災者への応急医療などに対応します。

また、被災地の保健所等とも十分に連携し、必要に応じて避難者への健康管理支援活動等に対する支援を担います。

【今後の方向】

(1) 新興感染症等感染拡大時における災害時の医療体制

- 新興感染症等の感染拡大時における災害医療についても、保健医療調整本部を中心として必要な医療が提供できるよう、情報システムを活用した傷病者の受入体制を検討するとともに、新興感染症対策と整合性を持った医療救護活動の実施体制を確保するよう努めます。

また、新興感染症対策との整合性を踏まえた訓練を実施することにより、感染症及び災害のいずれにも対応できる人材の育成に取り組みます。

さらに、市町村が設置する避難所におけるゾーニング等の感染症対策について助言を行うなど、市町村への支援にも取り組みます。

(2) 災害医療のコーディネート体制の構築

- 災害時の医療支援の調整の中心的役割を担う「災害医療コーディネーター（小児周産期リエゾンを含む）」及び「災害薬事コーディネーター」については、県内の複数地域が被災した場合や災害対応が長期化した場合に備え、必要な人材を確保していくとともに、関係機関を交えた研修・訓練等の機会を通じて、調整力の向上や連携の強化に努めます。

- 被災地への医療チームの迅速な派遣や、県外を含む被災地からの患者の受入など、災害時における医療支援が円滑に実施されるよう、市町村、保健所、関係団体及び医療機関等の関係者による研修・訓練等を通じて、関係機関に対する指示系統の確立に努めるとともに、関係機関の連携体制、調整機能の強化及び災害医療のコーディネート体制への理解促進を図ります。

また、高齢患者をはじめ、精神疾患を有する患者、透析患者、妊産婦、小児患者、医療的ケア児等、特に災害時においても配慮を有する被災者の医療ニーズや対応可能な受入先の円滑な把握方策について検討し、地域の災害拠点病院や保健所等を中

心としつつ、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン含む）による調整機能を活用して、地域の医療機関が連携・協力した体制の構築に努めます。

（３）災害時の情報共有の推進

- 各医療機関及び関係機関に対する「ふくおか医療情報ネット（災害情報業務）」の訓練等を行い、被災地における医療需要情報及び非被災地における支援情報を円滑に収集して、関係機関で情報共有する体制の確立を図ります。

また、医療機関が被災した場合の診療情報の遺失防止対策や、かかりつけ医以外で医療を受ける被災者に係る診療情報の円滑な提供の観点から「福岡県医師会診療情報ネットワーク（とびうめネット）」の災害時バックアップ機能の利用や患者登録を推奨し、その活用拡大に向けた支援に努めます。

（４）災害拠点病院等の整備

- 災害時に地域の医療の拠点となる災害拠点病院の指定を進めるとともに、業務継続計画（BCP）の策定や、施設・設備（化学災害等対応設備を含む）の整備、感染症及び災害のいずれにも対応できる人材の育成など、災害拠点病院の充実強化に向けた支援に取り組みます。

また、大規模災害発生時に福岡空港又は北九州空港での設置が想定されるSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の運用について、近隣の災害拠点病院が協力する体制の構築に努めます。

- 災害拠点病院以外の病院についても、災害時において入院医療や外来医療の提供が継続できるよう、施設の耐震化や業務継続計画（BCP）策定、感染症及び災害のいずれにも対応できる人材の育成などの支援に取り組みます。

- 災害拠点病院等が浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策への支援に取り組みます。

- 災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う災害拠点精神科病院の指定を進めていきます。

◆ 福岡県内の災害拠点精神科病院 [表 3-34]

(2023(令和5)年9月末現在)

医療機関名	所在地
県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市
医療法人清陵会 南ヶ丘病院	北九州市小倉北区

(5) 医療チームの体制等の充実

○ 国が実施する講習・訓練等のほか、県独自の講習会等の開催により、各災害拠点病院が保有するDMATのチーム数の拡充や隊員の技能維持、向上を図ります。

また、DPATについても、国が実施する講習・訓練のほか、県独自の講習会等の開催により、チーム数の拡充や隊員の技能維持、向上を図ります。

なお、講習・訓練等は、県全体における隊員の技能維持、向上を図る観点から、参加者に偏りが生じることがないように調整に努めます。

○ 被災地では、医療と介護の双方を必要とする高齢者等への支援ニーズも高まることから、介護関係団体等との連携を図り、被災地における多様なニーズに適切に対応できるよう努めてまいります。

○ 国が実施する研修を修了した災害支援ナースのリストを県に整備するとともに、派遣に関する協定を締結した医療機関や関係団体と調整を行い、災害支援ナースの役割や円滑な活用方法について検討を進めていきます。

(6) 原子力災害への対応

○ 原子力災害対策指針の改正に伴う原子力災害拠点病院の指定、及び原子力災害医療協力機関の登録を進め、被ばく傷病者の除染や治療を行う原子力災害医療体制の構築を行います。

また、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の設備の充実強化に向けた支援や訓練に取り組むとともに、平時から安定ヨウ素剤の予防服用に関する情報提供に努めます。

【目標の設定】

指 標	現 状 (2022(令和4)年度)	目標値 (2029(令和11)年度)
災害拠点病院の耐震化率 (患者が利用する建物)	96.9%	100.0%
ふくおか医療情報ネットの入力 訓練における入力率 (入力要請から1時間以内)	18.5% (災害拠点病院 51.6%)	75.0% (災害拠点病院は 100%)
EMISの施設情報の入力率 (受水槽もしくは発電機の有無)	50.0%	100.0%

※ 福岡県内の災害拠点病院の最新一覧は、以下の県ホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigaiiryoku.html>)



◆ 福岡県内の災害拠点病院一覧 [表 3-35]

(2023(令和5)年9月末現在)

地域区分	No.	医療機関名	所在地	備考	ヘリポート
福岡	1	九州大学病院	福岡市東区馬出 3-1-1	救命救急センター	屋上
	2	福岡和白病院	福岡市東区和白丘 2-2-75		屋上
	3	(基幹災害拠点病院※) 九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	基幹災害拠点病院 救命救急センター	屋上
	4	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神 1-3-46	救命救急センター	屋上
	5	浜の町病院	福岡市中央区長浜 3-3-1		近接地
	6	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1		屋上
	7	福岡大学病院	福岡市城南区七隈 7-45-1	救命救急センター	敷地内
	8	福岡記念病院	福岡市早良区西新 1-1-35		近接地
	9	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町 3-13-1		近接地
	10	福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5		屋上
	11	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	地域救命救急センター	敷地内
	12	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野 5-7-1		近接地
	13	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西 4-11-8		近接地
筑後	14	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町 2-19-1		近接地
	15	久留米大学病院	久留米市旭町 67	高度救命救急センター ドクターヘリ基地病院	屋上
	16	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	救命救急センター	屋上
	17	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田 892		近接地
	18	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1		屋上
	19	朝倉医師会病院	朝倉市来春 422-1		敷地内
	20	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施 480-2		屋上
筑豊	21	飯塚病院	飯塚市芳雄町 3-83	救命救急センター	近接地
	22	田川市立病院	田川市大字糺 1700-2		近接地
北九州	23	新小文字病院	北九州市門司区大里新町 2-5		屋上
	24	戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見 2-5-1		近接地
	25	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町 1-1	救命救急センター	敷地内
	26	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1		近接地
	27	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 13-1		近接地
	28	九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町 1-1		屋上
	29	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉 2-6-2	救命救急センター	屋上
	30	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1		敷地内
	31	九州病院	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1		屋上
	32	新行橋病院	行橋市道場寺 1411		屋上
	33	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津 1598		屋上

※ 基幹災害拠点病院は、災害医療に精通した医療人材の育成について中心的役割を担います。

(7) 災害時における医療

番号	指標名	単位	全国	福岡県	福岡・糸島	粕屋	宗像	筑紫	朝倉	久留米	八女・筑後	有明	飯塚	直方・鞍手	田川	北九州	京築	調査名等	調査年
	人口	千人	126,654	5,124	1,665	295	164	442	84	456	131	214	178	107	123	1,078	187	住民基本台帳	R3.1.1
			125,417	5,105	1,685	295	166	444	83	453	130	207	174	105	119	1,061	184	住民基本台帳	R5.1.1
G-1	災害拠点病院における業務継続計画の策定率	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-2	EMIS操作担当者の指定をしている病院の割合	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-3	研修訓練を実施している病院の割合	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-4	すべての施設が耐震化された災害拠点病院の割合	%	*	96.7	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-5	災害拠点病院のうち、災害に備えて医療資器材の備蓄を行っている病院の割合	%	*	96.7	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-6	災害拠点病院のうち、受水槽の保有や、井戸設備の整備を行っている病院の割合	受水槽の保有	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
		井戸設備の整備	%	*	77.4	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-7	災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄している病院の割合	食料	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
		飲料水	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
		医薬品	%	*	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-8	災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等の物資の供給について、関係団体と締結を結び優先的に供給される体制を整えている病院の割合	食料協定	%	*	87.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
		給水協定	%	*	80.6	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
		医薬品協定	%	*	96.7	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4
G-9	災害拠点病院のうち、病院敷地内にヘリポートを有している病院の割合	%	*	64.5	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	都道府県調査	R4